

**金利スワップ清算基金所要額の算出方法の一部見直しに伴う
金利スワップ清算基金所要額に関する規則の一部改正について**

I. 改正趣旨

FMI 原則の追加ガイダンス等において、清算基金のストレステストでは、ストレスリスク額から控除可能な当初証拠金について、預託済み、かつ、余剰分を除く額が適切とされていることを踏まえ、金利スワップ清算基金所要額の算出における担保超過リスク額の計算方法を変更する。併せて、金利スワップ清算基金制度を精緻化する観点から、担保超過リスク額上位 2 社合計額の按分方法を見直すこととし、これに伴い、金利スワップ清算基金所要額に関する規則について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

○金利スワップ清算基金所要額の計算方法の見直し

- ・ 担保超過リスク額は、金利スワップ清算基金算出日における各清算参加者のストレス時リスク相当額から当該各清算参加者の当該当社営業日の当該自己取引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額と当初証拠金預託額のいずれか小さい額を差し引いた額とする。
- ・ 担保超過リスク額上位 2 社合計額の各清算参加者への按分は、新たに自己資本額に対する割増及び信用状況による割増に対する割増を除いた当初証拠金所要額を用いて行う。

(備 考)

- ・ 金利スワップ清算基金所要額に関する規則 別表

III. 施行日

2023 年 5 月 22 日から施行する。

以 上

金利スワップ清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
別表 金利スワップ清算基金所要額の算出に関する表 1・2 (略) 3 前項に規定するストレス時想定損失基準額は、対応する金利スワップ清算基金算出日における清算参加者の担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等（ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社をいう。以下同じ。）に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）（業務方法書第65条の2に規定する当初証拠金所要額の引上げ（以下「クライアントアディショナルマージン」という。）が適用されていないと仮定して算出したもの）が上位である清算参加者2社の当該担保超過リスク額の合計額を、当該金利スワップ清算基金算出日における第1項の各清算参加者の自己取引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額（<u>業務方法書第29条の2第1項に規定する当初証拠金所要額の引上げ、業務方法書第32条に規定する当初証拠金所要額の引上げ及びクライアントアディショナルマージンが適用されていないと仮定して算出したもの</u>）に応じて按分した額とする。なお、「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の金利スワップ清算基金算出日における午後7時時点における自己取引口座及び各委託取引口座に係る清算約定に係るストレス時リスク相当額（金利スワップ取引に係る清算イールド・カーブ並びにクロスマージン対象国債先物清算約定に係るイールド・カーブの極端な変動により、当該清算約定から当該各清算参加者に生じ得る損失に相当する額をいい、当社が通知により定める方法により算出するものをいう。）から当該各清算参加者の当該当社営業日の当該自己取引口	別表 金利スワップ清算基金所要額の算出に関する表 1・2 (略) 3 前項に規定するストレス時想定損失基準額は、対応する金利スワップ清算基金算出日における清算参加者の担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等（ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社をいう。以下、同じ。）に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）（業務方法書第65条の2に規定する当初証拠金所要額の引上げ（以下「クライアントアディショナルマージン」という。）が適用されていないと仮定して算出したもの）が上位である清算参加者2社の当該担保超過リスク額の合計額を、当該金利スワップ清算基金算出日における第1項の各清算参加者の自己取引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額（クライアントアディショナルマージンが適用されていないと仮定して算出したもの）に応じて按分した額とする。なお、「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の金利スワップ清算基金算出日における午後7時時点における自己取引口座及び各委託取引口座に係る清算約定に係るストレス時リスク相当額（金利スワップ取引に係る清算イールド・カーブ並びにクロスマージン対象国債先物清算約定に係るイールド・カーブの極端な変動により、当該清算約定から当該各清算参加者に生じ得る損失に相当する額をいい、当社が通知により定める方法により算出するものをいう。）から当該各清算参加者の当該当社営業日の当該自己取引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額を差し引いた額（当該委託取引口座に係る当該額が負数となる場合は、0とする。）を、

座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額又は
当初証拠金預託額のうちいずれか小さい額を差し
引いた額（当該委託取引口座に係る当該額が負数
となる場合は、0とする。）を、当該各清算参加者
について合算した額（当該合算した額が負数とな
る場合は、0とする。）をいう。

4 （略）

5 第2項第2号に規定する割当減少額は、次の各
号のいずれか小さい額とする。

（1） （略）

（2） 第3項に規定するストレス時想定損失基
準額に、当該金利スワップ清算基金算出日の委
託取引口座（クライアントアディショナルマー
ジンの適用対象となっているものに限る。）に係
る当初証拠金所要額（業務方法書第29条の2
第1項に規定する当初証拠金所要額の引上げ、
業務方法書第32条に規定する当初証拠金所要
額の引上げ及びクライアントアディショナルマー
ジンの適用されていないと仮定して算出した
もの。以下この号において同じ。）を合計した額
を当該金利スワップ清算基金算出日の自己取引
口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額
を合計した額で除した値を乗じた額

付 則

1 この改正規定は、令和5年5月22日から施行
する。

2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社
と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社
が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合そ
の他やむを得ない事由により、改正後の規定を適
用することが適当でないと当社が認める場合に
は、令和5年5月22日以後の当社が定める日か
ら施行する。

当該各清算参加者について合算した額（当該合算
した額が負数となる場合は、0とする。）をいう。

4 （略）

5 第2項第2号に規定する割当減少額は、次の各
号のいずれか小さい額とする。

（1） （略）

（2） 第3項に規定するストレス時想定損失基
準額に、当該金利スワップ清算基金算出日の委
託取引口座（クライアントアディショナルマー
ジンの適用対象となっているものに限る。）に係
る当初証拠金所要額（クライアントアディショ
ナルマージンが適用されていないと仮定して算
出したもの。以下この号において同じ）を合計
した額を当該金利スワップ清算基金算出日の自
己取引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金
所要額を合計した額で除した値を乗じた額